

デジタルでつながる関係人口創出・拡大業務 仕様書(案)

1 委託業務名

デジタルでつながる関係人口創出・拡大業務

2 業務の目的

県内各地域における関係人口[※]の創出・拡大を促進するため、県内企業、地域で活動する団体、市町村等(以下、「地域関係者」という)との連携によるデジタル技術を活用した取組モデルを創出する。

※本事業における「関係人口」とは、青森県ならではの魅力や地域資源に興味・関心を有し、本県との関わりを希望する県外在住の方々のことを指す。

3 委託期間

契約締結から令和7年3月24日(月)まで

4 委託業務の内容

(1) 関係人口と地域との交流機会の創出

地域関係者と連携し、自然・食・文化をはじめとした本県ならではの魅力や地域資源に触れ、理解を深めるイベントの開催や体験ツアーの実施など、関係人口と地域との交流機会を提供し、関係人口を創出・拡大するためのモデルを構築する。

なお、モデルの構築にあたっては、昨今のデジタル技術の進展を踏まえ、関係人口との持続的なつながりの構築を図るため、デジタル技術を活用した取組を行うこととする。

(2) 業務実施報告書の作成

上記(1)の実施内容(デジタル技術の活用状況を含む)、成果、課題及び収支をまとめた業務実施報告書を作成する。

5 対象経費

事業の実施に要する経費で、次に掲げる経費を除くものとする。

- (1) 土地、建物、備品の取得を目的とする経費
- (2) 提案者が所有する施設又は設備の設置及び修繕を目的とする経費
- (3) 提案者が所有する施設の管理、ソフトウェアの保守管理等の経常的経費
- (4) その他、趣旨・目的に照らして不適切と判断される経費

6 成果品及び納品場所

(1) 成果品

上記4(2)に定める業務実績報告書

※業務実施結果報告書の様式は任意とし、実施した業務の内容について、テキストデータに加えて画像を交えるなど、分かりやすい内容とすること。

(2) 納品場所

青森県こども家庭部若者定着還流促進課

(3) 提出期限

令和7年3月24日(月)

7 留意事項

受注者は、本委託事業の実施に当たり、次の事項に留意するものとする。

- (1) 受注者は、本委託事業が円滑に遂行されるよう留意すること。
- (2) 受注者は、事故又は大幅な遅延等の本委託事業の遂行に支障が生じた場合、若しくは生じるおそれがあると認める場合は、速やかに発注者に報告し、指示を受けること。
- (3) 発注者は、業務の目的を達成するため必要と認める場合は、受注者と協議の上、本仕様書の一部を追加、変更することができる。
- (4) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合には、発注者と受注者が協議の上、発注者の指示に従って業務を行うものとする。
- (5) 本委託事業で作成した報告書などの成果物については、発注者及び発注者から正当に権利を取得した第三者が使用する場合において、受注者の承諾無く自由に使用できるものとする。